

令和6年9月17日決算特別委員会（総括質疑）

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

皆さん、おはようございます。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、審査日程第6号によって進めます。

この際、福祉課長より、発言の申し出がありますので、これを許します。福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

貴重な時間をいただき、大変申し訳ございません。

9月13日の畑中委員の総括質疑にて、私の答弁において、尾花沢第4放課後児童クラブの送迎は委託料に含まれていると答弁したところですが、委託料には含まれておりませんでしたので、訂正させていただきたく、委員長の許可をお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

ただ今、福祉課長より発言の訂正の申し出がありましたので、委員長において、これを許可いたします。

先週13日に引き続き、令和5年度決算議案6案件に対する総括質疑を行います。それでは、市政研究会の質疑を許します。土屋範晃委員。

◎土屋 範 晃 委員

おはようございます。これから市政研究会の総括質疑を始めます。初めに、実績報告書の38ページ、3款1項1目の電力・ガス・食料品等価格高騰交付金交付事業についてであります。1点目の質疑であります。実績報告書の同じページには同様に、低所得者世帯等を対象としている物価高騰対応重点支援金事業があります。この事業と比較して、世帯数実績に54世帯の差がある理由は何でしょうか。本来支援を受けることができた人に支援が行き届かなかった結果によるものになっていないか伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

電力・ガス・食品等価格高騰交付金交付事業3万円の事業ですが、基準日が令和5年6月1日なのに対して、物価高騰対応重点支援金事業7万円のほうですが、こちらの基準日が令和5年12月1日となっております。対象世帯を抽出した基準日が異なることが交付世帯数の差が生じた理由に挙げられます。市報による事業内容の周知や、締め切り日の告知のほか、個別に連絡などを行うなどして、できるだけ多くの対象世帯に交付が行き届くよう対応したところでございます。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

土屋範晃委員。

◎土屋 範 晃 委員

答弁承知しました。基準日が異なることによって実績の違いがあるということでも分かりました。半年間の間で、対象となる低所得世帯が50世帯以上増加したことについて、福祉課の所感と今後の低所得世帯の増減の見通しをどのようにお考えか伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

今後につきましても、できるだけ対象者を把握しまして、個別に連絡を行うなど、多くの世帯を、世帯に交付ができるよう努めてまいりたいと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

土屋範晃委員。

◎土屋 範 晃 委員

新型コロナウイルスによる景気の停滞や物価高騰などが、低所得世帯の増加に起因しているのだと思います。今年度においては、コロナの対応の補助金や物価高騰対応の補助金は、以前ほど多くは来ておりませんが、市民の生活を支えるために今後も支援が必要であると思います。継続した支援をしていただきたいと思います。

次の質疑に移ります。次に同じ実績報告書の38ページ、3款1項1目の物価高騰対応重点支援金事業についてであります。事業費の財源のうち、国、県支出金のほかに、約495万円の一般財源が充当されております。一般財源を持ち出しすることとなった理由について伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

一般財源494万4,551円に関しまして、交付金対象外であります。交付金対象外の世帯とは、課税者から扶養を受けている方がいる世帯でありまして、前段で行った電力・ガス・食品等価格高騰交付金交付事業3万円のほうですけれども、こちらのほうは対象となっておりましたけれども、物価高騰対応重点支援金事業7万円のほうでも同様に対象とするため、市単独事業として支出したものでございます。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

土屋範晃委員。

◎土屋 範 晃 委員

一般財源の充当については、国庫補助金のルールに沿って対象者を個別に確認して、適切に処理をした結果によるものであると承知しました。

次の質疑に移ります。実績報告書の41ページ、3款1項2目の高齢者社会参加促進事業についてであります。まず高齢者移動サービス事業、リフト付タクシーについて伺います。リフト付タクシー券の使用率について、令和4年度が9.4%、令和5年度が8.3%と1割未満となっております。1割未満の利用率となっている要因は何でしょうか。病院からの転院や施設からの移動など、利用されるタイミングが限定的なのではないでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

リフト付タクシー券につきましては、要介護が4から5で、車椅子またはストレッチャー以外での移動が困難な方に対し、リフト付タクシーの乗車1回につき利用料金70%を助成するものとなっております。令和5年度の利用率は8.3%となっております、低い水準となっております。この要因としましては、24枚交付を受けたものの全く使用されなかったケースや、交付を受けた後に施設に入所したり、亡くなられたケースが多く見られたことがその大きな要因だと考えております。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土屋 範 晃 委員

答弁承知しました。事業要綱のほうも見てみますと、リフト付タクシー券については、1人につき1会計年度に24枚の交付となっており、利用者が1回で利用できる券の枚数は1枚となっております。同じ予算額であっても、枚数を多く交付するのではなく、1回当たりの補助率や金額を高めるなどといった制度へ改正することで、利用の実態に即しつつ、満足度の高い制度になるのではないかと考えます。今後、制度の内容について検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

制度の改正につきましては、令和5年度まで交付枚数を24枚としておりましたが、今年度より枚数制限を撤廃したところでございます。これまで枚数に限りがあったため、使用を控えてこられた方など、今後の動向を踏まえながら、今後その効果等を検証してまいりたいと考えております。

また、現在1回の利用につき70%の助成を行ってお

りますので、補助率の引き上げについても、どの程度上げることにより効果が高まるのか、今後検討してまいりたいと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土屋 範 晃 委員

ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、おもしろタクシーについて伺います。おもしろタクシー券について、交付されたものの利用されなかった枚数が約1万枚に上っております。交付枚数を使い切る人の数はどの程度おられるか伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

昨年度、おもしろタクシー券の交付した枚数を全て使い切っている方は351人となっております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土屋 範 晃 委員

承知しました。申請者の総数が1,028人ということで、そのうちの351人の方が使い切られたということで承知しました。使い切る人の数は少ないのかなというふうにも感じます。使い切らない方の気持ちを推察すると、何かあった時のために残しておこうという意図もあるのではないかと思います。要綱の目的にもあります高齢者の利便性の向上と福祉の増進を一層進めていくことを考えますと、たくさんの方が不安なく制度を利用できる状態を作ることが望ましいのではないかと考えます。例えば同じ予算額を取っているとしても、最初の交付枚数を減らして、利用者が使い切った後に追加交付できるような仕組みを導入することで、そもそも利用する頻度が少ない方の未使用分を減らし、たくさん利用する人も、追加交付で安心して利用できるといったような制度にすることができないのではないかと思います。利用率の向上や利用者の満足度も高まるのではないかなと思いますが、利用率の向上等に向けてどのように検討を行うか伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

委員ご提案の最初の交付枚数を減らして、利用者が使い切った後再交付するといった仕組みの導入についてでございますが、電子タクシー券を今年度本格導入したところでありまして、その使用の推移を精査して、

令和6年9月17日決算特別委員会（総括質疑）

市内全体の使用状況等を十分分析、検証しながら、今後検討してまいります。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

分かりました。ぜひご検討のほどよろしくお願いいたします。

次の質疑に移ります。決算書の115ページ、3款2項1目の、ひとり親家庭等就学奨励費補助金についてであります。この事業では、4月1日において、小学校1年就学児童または中学校1年就学児童を抱えたひとり親家庭等に年額1万円を支給する事業となっております。補助金の令和5年度実績は2件となっておりますが、実際にひとり親家庭の子で、小中学校へ就学した人の総数は何人か伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

令和5年度のひとり親家庭の児童が小学校、中学校へ就学した世帯であります。16世帯16名でございます。うち、ひとり親家庭等就学奨励費補助事業対象家庭となったのが、2世帯2人となっている状況でございます。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

16名ということで承知しました。実績は2名ということでありますが、この補助金を申請された方も同数か伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

申請についても2世帯2人となっております。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

承知しました。この事業の実施要綱は、第1条から第5条までの簡潔な内容にとどまっております。詳しい審査要件についてはその中身に触れていないものと思います。第4条では、市長は申請を受理した時は、内容を調査の上、その可否を決定し、速やかに尾花沢市ひとり親家庭等就学奨励費補助金事業給付決定通知書により、申請者に通知するものとすると規定されております。この規定における内容を調査という部分について、調査する内容や過去に申請を受け付け

した後、内容を調査した結果、交付に至らなかったケース、あるいは今回のように16名おられますが2名しか対象にならなかったというケースについて、どういったものを教えていただきたいと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

調査につきましては、交付要綱にありますけれども、住民税所得割額の非課税で、小学校または中学に就業、就学する児童のいるひとり親家庭となっております。ただしその中で、生活保護の受給世帯は除くとなっておりますので、その調査をしたところでございます。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

承知しました。ひとり親家庭というのには、経済的な困難のほか、仕事と育児の両立の困難ですとか、精神的、身体的な負担がかかるといったリスクがあるということです。現行の補助要綱につきましては、昭和53年に施行されたものであります。厚生労働省の賃金構造基本統計調査による昭和53年当時の新規学卒者の初任給を申し上げますと、大卒者が10万5,500円、高卒者が8万5,900円となっております。なお、こちらは男性の初任給でございまして、当時の女性の初任給は大卒者で9万9,900円、高卒者が8万2,000円となっております。なお、現在の初任給を見ますと、大卒者は男女ともに20万円、高卒者とは男女ともに16万円を超えており、倍以上になっているという現状です。本事業における審査過程の判断基準の緩和ですとか、現在の物価や初任給などの実態を考慮して、補助金額の増額をしてはいいかと思いますが、今後どのようにお考えになるでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

内容のほう、状況のほうを十分精査しながら、今後検討してまいりたいと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

ぜひご検討のほどよろしくお願いいたします。当時の給与を見て1万円の支給ですので、倍以上になっているということで、少なくとも2万円くらいまでは引き上げていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。決算書の133ページ、6款1

項1目の報酬についてであります。不用額について、前年度と比較して約100万円増加しております。この要因について伺いますが、こちらは農業委員等能率給によるものでしょうか、伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐 満 徳 君）
お答えいたします。5年度の不用額の大きな要因といたしまして、委員仰せのとおり、能率給の支給額の減少によるものでございます。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

答弁承知しました。農業委員の能率給の財源につきましては、農地利用最適化交付金であるため、ほかの事業へ流用できるものではなく、年度末まで予算を残していても支障はきたさないものと考えております。先の一般質問における答弁の中にもありましたが、本市の農地の集積については、頭打ちになっている状況ということでありました。能率給は農地集積等の推進活動の実績などに応じて支払われるものであるため、そうしたことが起因して、生じた不用額であるかと思えます。農業委員の活動日数等の状況や、減少しているとすればその要因は何か、教えていただきたいと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（五十嵐 満 徳 君）
農業委員の活動日数につきましては、令和5年度から、地域計画の策定の作業が入ってございましたので、令和4年度と5年度、活動日数を比較いたしますと、令和5年度のほうが遥かに日数は多いような状況になっております。ただ能率給につきましては、委員仰せのとおり、決算書56ページから57ページの県の補助金、農地利用最適化交付金を財源としておりまして、特別職の職員の給与に関する条例及び農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則に基づき、農業委員等の実績、活動実績に応じて基礎報酬と別に、令和2年度より支給されているものでございます。

委員お尋ねの不用額の増加となった能率給支給額の減少の要因でございすけれども、先ほど申し上げました、農地利用最適化交付金の取り扱いの変更が国から示されました。能率給への充当が制限されたことと、令和4年度より55万8,685円減額されたことが主な要因となっております。以上でございます。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

答弁承知しました。活動日数自体は令和4年度よりも令和5年度のほうが多いということで、ただ支給されている部分については、令和5年度のほうが少なかったということで、制度の変更もある中で、農業委員の方々、皆様、大変ご尽力されていることと思います。はい、状況について承知しました。

次の質疑に移ります。決算書の139ページ、6款1項5目の負担金補助金及び交付金についてであります。不用額について、前年度と比較して約3,600万円増加しております。この要因について伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

不用額の大きな要因といたしましては、多面的機能支払交付金事業が挙げられます。本事業につきましては、尾花沢市全域で農業や農村に係る多面的機能を発揮するための地域活動や営農の継続に対し、国が支援を行い、担い手等を確保する事業となっております。昨年度は国に要望した額、予算額に対しまして、実際に国から割り当てられた額が約85%であったために、その差額が不用額となって現れたものでございます。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

答弁承知しました。国からのその交付金の確定見込み、例えばその85%程度と通知された時期いつ頃か伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

時期については、正式な時期はちょっと資料を用いてございませんけれども、各組織のほうに支払いした時期につきましては、8月に交付金を支払いさせていただきましたので、ちょうどその前に国から示されたものというふうに理解しております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

8月ごろということで、それより前ということで承知しました。不用額が生じた事業の財源として、予定されていたものについて教えていただきたいと思います。

す。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

この多面的支払交付金につきましては、国の農林水産省の予算になりますけれども、年々、要望に対する割当額が減少している状況でございます。毎年尾花沢市の重要事業の要望に対しましても、この多面的事業につきましては、満額支給を国に要望させていただいているところでございますので、引き続き国のほうに重要事業要望として、満額支給を要望させていただきたいというふうに考えております。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

承知しました。見かけ上、大きな不用額であったために質疑させていただきましたが、ほかの事業に充当できないものであったことを把握できましたので、承知いたしました。

次の質疑に移ります。決算書の141ページ、6款1項8目の委託料についてであります。不用額について、こちら前年度と比較しまして、約210万円増加しております。この要因について伺います。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

お答えいたします。休廃止鉱山鉱害防止事業につきましては、尾花沢市の南沢地区にございます休廃止鉱山の排水処理を委託する事業となっております。委託料の中には、排水処理のほか、修繕費、除雪費等を合わせて委託料の中に含まれてございます。主な不用額の要因といたしましては、昨年度は積雪が少なかったため、除雪に要する費用が減少したということが、大きな不用額を発生した要因とみております。以上でございます。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

委託内容に冬期間の除雪作業が含まれており、少雪のため不用額が生じたということで承知いたしました。

次の質疑に移ります。決算書の163ページ、8款3項2目の工事請負費についてであります。こちらの不用額の要因について伺います。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
建設課長。

◎建設課長（鈴 木 敏 君）

不用額の要因でありますけれども、こちら河川改良費といたしまして、令和4年度から令和5年度へのまず繰越事業ということで、大沢川の河川改修工事ですとか、細野の滝ノ沢の河川改修工事について対応したところであります。また令和5年度の現年度予算ということで、大沢川などの工事の進捗状況を見ながら、追加工事のほうも見込んで予算化したところでございますけれども、令和5年度につきましては、豪雨などの災害もなく、追加の工事もなかったということで、不用額となったところであります。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

承知しました。こちらの工事費の財源について伺います。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
建設課長。

◎建設課長（鈴 木 敏 君）

資料がございませんので、後ほどお答え申し上げます。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

分かりました。おそらく一般財源によるものかなとも思っておりました。災害等に備えて確保されているということで、そうした予算であることから、補正予算の段階で減額する判断が難しかったのではないかと思います。今後もし可能であれば、適切なタイミングで現年度の工事实施が可能かどうか判断していただき、減額等を行っていただくことで、ほかの施設の修繕や工事にも充当することができるとも思いますので、判断難しいかと思いますが、ご検討のほどお願いしたいと思います。

次の質疑に移ります。決算書の167ページ、8款5項1目の住宅リフォーム支援事業費補助金についてであります。昨年度もこちらについて教えていただきましたが、令和5年度の市内、市外業者別の申請件数、補助対象工事費、補助金額がそれぞれいづれか教えていただきたいと思ひます。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
建設課長。

◎建設課長（鈴 木 敏 君）

市内業者、市外業者別の申請件数、補助対象工事、補助金額についてでございますけれども、まず市内業

令和6年9月17日決算特別委員会（総括質疑）

者の件数は208件、補助対象工事が2億5,424万円、補助の金額が3,675万円となっております。市外業者の件数は43件、補助対象工事が3,911万円、補助の金額が394万円となっております。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

承知いたしました。今年度の実績についても市内業者の方の件数、補助対象工事費の金額が非常に多く、大変優れた事業であると思います。引き続き実施よろしく願いいたします。

次の質疑に移ります。同じく決算書の167ページ、8款5項2目の不良住宅除却促進事業補助金についてであります。実績が令和4年度の3分の1ほどになっておりますが、その要因や市民のニーズの実状について伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
建設課長。

◎建設課長（鈴木 敏 君）

令和4年度と比較いたしまして、実績は3分の1となった要因でございますけれども、令和4年度の事前調査の申請件数が25件、令和5年度につきましては15件ということで、事前審査の件数が大幅に減少したこと。またあの不良住宅の事前調査を行った際に、不良住宅に該当する住宅が5件ということで、そちらが大きな要因であったと考えております。

ニーズですけれども、この事業に対する住民ニーズにつきましては、非常に強いものと考えております。ただ物価の上昇に伴う解体工事費の高騰ということもありまして、やはり100万円以上の自己負担を伴う場合も出てくる事業ということもございますので、申請に至らないケースもあるのかなというふうに感じております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
土屋範晃委員。

◎土 屋 範 晃 委員

答弁承知しました。市民のニーズや物価高騰等の実状を踏まえて、利用しやすい制度となるように判断していただきながら、事業を続けていただきたいと思います。以上で私の質疑を終わります。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
鈴木由美子委員。

◎鈴 木 由美子 委員

よろしく願います。私のほうは実績報告書のほうから質疑させていただきます。

初めに、実績報告書23ページ、2款1項11目、徳良湖周辺桜管理業務についてです。昨年の管理状況はどのようなでしょうか。今後の課題や問題としてのお考えはどのようなか伺いいたします。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
総合政策課長。

◎総合政策課長（永 沢 晃 君）

この予算、この決算額につきましては、枯れてしまった腐朽木、2本の伐採処分、あと枯れている大きな枝を1ヵ所、切らせていただいております。その金額が55万8,800円になっております。そのほか、管理費も含めまして71万8,770円がこの徳良湖周辺の管理業務になっております。

今、今後の問題というふうな、課題という部分もありました。ここに咲いている桜については、ソメイヨシノという樹種になります。ソメイヨシノにつきましては、樹木医の判定もいただいておりますけれども、通常であれば60年から80年を寿命というふうな形で一般的に言っているようであります。徳良湖につきましても、それを越えているような時期に来ているんだというふうな話ありました。ですので、この老木化した周辺の花をどのような形で次代、次の世代に残していくかというふうな部分が課題かと思っております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
鈴木由美子委員。

◎鈴 木 由美子 委員

こちらの項目につきましては、議会でも以前に何度か取り上げられておりますけれども、やはり管理がなかなか行き届いていないということで、市民の皆様から多くのご指摘をいただいております。特に新町のジタンさんのところから徳良湖へ通じるところ、あそこは玄関口ではないかと思います。現在、桜の木の管理は複数の課に分けていられますけれども、担当を1ヵ所として、そして今樹木医さんの診断を受けているということでありましたけれども、もっと力を入れて、桜の名所になるよう管理、整備してはいかがでしょうか。あと記念のその植樹後の問題につきまして、課題あると思うんですけれども、責任の所在を明確にしていくことも必要なのではないかなと思います。そしてその記念の植樹をする際の規定などを設けていくということも必要ではないかと思いますが、お考えはどのようなでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
総合政策課長。

◎総合政策課長（永 沢 晃 君）

記念植樹という部分だと思いますけれども、今現在、記念植樹を受け入れるような場所については、もう既にないということで、記念植樹については受け入れてはいません。あと、過去に植えてきた場所につきましてであります。やはりこれも樹木匠さんからの話ありましたが、やっぱり桜の特性に合わせた場所の選定という部分、適地という部分については、しっかり見定めてほしいということでもあります。これにつきましては、平成24年に湖面側の空いてるところに4本植えさせていただきました。それは大きい桜と大きい桜の間に次の桜を植えたんですけども、その4本とも樹木匠さんの診断では、もう既に枯れているというふうな形でありました。この枯れた原因につきましては、その土地にある腐朽菌という木を腐らせてしまう菌が、その湖面側の土にあるようだというふうな判断でした。ですので、今ある樹木と樹木の間に植えることが、とても難しいようだというふうな判断もされております。そのため同じように、ジタンさんの通りにつきましても、診断させてもらった結果、同じような形で適地ではないということありましたので、その部分については、植樹した方の理解を得ながら、徳良湖のレストラン徳良湖周りの枯れたところの植栽として、また代替木として既に利用させてもらっているところもありますので、まず枯れている部分についての代替木として、ジタンさんの部分は今後も使えるのではないかという形で考えておりますので、ずっとあそこの部分を管理するのは難しいと思っていましたので、徳良湖で適地の部分についてあった場合は、そこから移動するという部分も、今後さらに進めていければと思っております。以上です。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

鈴木由美子委員。

◎鈴 木 由美子 委員

よろしく願いいたします。次の質問に移ります。実績報告書27ページ、2款3項1目の結婚祝品、出産祝品支給事業についてです。こちらの事業の効果と課題についてどのようなお伺いいたします。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

結婚祝品と出産祝品事業についてですが、結婚や出産については、その事業によって出産や結婚をするわけではございませんので、その効果に関しては難しいのかなというふうに考えております。この事業は市民

で結婚と出産をお祝いするという意味がございまして、祝い品を受け取った方からは大変喜ばれております。特に課題等もないのかなと認識しておりますので、今後も継続したいと考えております。以上です。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

鈴木由美子委員。

◎鈴 木 由美子 委員

こちら金額云々じゃなくて、お祝い品であるということは十分承知しておりますが、ちなみに令和5年度の戸籍届出処理件数、実績報告書の31ページに記載してありますが、出生は101件、婚姻は147件です。尾花沢市に住所登録があつて、結婚祝品をお受け取りになられた方は、令和4年より13件マイナスの23件でした。出産祝品は令和4年の44名から令和5年は47名、微増しております。その中でお祝い品を受け取られた後に転居される場合もあるとお聞きしておりますけれども、引き続き、本市に定住していただく大変貴重な方々に対しまして、もっとお祝いとして、思い切った夢のある金額に見直しを検討されてはいかがでしょうか。夢のあるというのは、その先々に夢を持てるように、節目節目にお祝いをするという、そういったことも必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎 藤 健 司 君）

まず少子化対策事業、定住対策事業については、若い世代の出会いの場から、妊娠、出産、就労、定住、住まいまでの総合的な支援をまず行っております。個々に応じて求めるニーズだったり、その支援とか、そういったものは違うことから、まずはその関係課と連携しながら定住に結び付くように、今後制度とかを検討していきたいと考えております。以上です。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

鈴木由美子委員。

◎鈴 木 由美子 委員

今後もこちらのお祝いのほうはお願いしたいと思えます。ですが、住民の転入、転出に関わるところで、毎年転入より転出者が多く出ているというところも、もう今後の課題ではないかなと思います。

次の質問です。実績報告書の33ページの2款1項11目、ふるさと暮らし応援事業についてです。こちらの事業の効果と課題について、どのようなお伺いいたします。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（坂 木 良 一 君）

お答えいたします。ふるさと暮らし応援事業の効果と課題についてということで、ふるさと暮らし応援事業につきましては、本市の定住促進と市民の、あと移住者の方々の快適な生活環境作りを支援するために、新築住宅の助成、建設または宅地取得、あと空き家の利活用、あと雪対策とアパートの家賃補助などの住環境の整備に対して助成を行っております。各事業の実績につきましては、実績報告書のほうに記載のとおりでございますけれども、全体で、令和5年度については3,460万7,500円の支出を行っているところでございます。

この事業につきましては、近隣市町村におきましても、同様の制度と比較しましても、充実した支援制度になっておりまして、本市で分譲した宅地分譲地への住宅整備の状況からも、こうした支援事業が有効に、支援事業を有効に活用し、住宅建設が進められておりますので、市外の転出に対する歯止めといった点では一定の効果があるというふうに捉えております。

また消融雪装置の設置助成における除雪機械の購入に対しましても助成を行っておりまして、毎年多くの市民のほうから申請をいただいておりますけれども、こうした助成があることで、除雪機械の購入の負担軽減にもなっているということで、大変助かるというような声もいただいているところでございます。

課題という点でございますけれども、昨年度の状況を見ますと、物価高騰のちょっと影響もあって、新築助成については、若干足踏み状態が見られるのかなというふうに感じております。その一方で高額費用を投じて新築を整備されるという方向から、優良な空き家を購入して、安価に購入して、自分たちの生活スタイルに合った形にリフォームを行って、住宅を取得されるという方が増えてきているなというふうに感じております。こうした点からも、例えばその空き家、優良な空き家について、なるべく早く空き家バンクを有効して、次の有効活用につなげるような手立てが重要だなというふうに捉えております。そういった点を今後進めていく必要があるなというふうに感じているところでです。以上です。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

鈴木由美子委員。

◎鈴木 由美子 委員

やはりあの実績報告書を拝見しまして、令和4年との決算実績の差はマイナス1,700万円ほどだったというところで、特に新築住宅等助成事業につきましては、

令和4年より10件マイナスで7件の申請だったようです。やはり、今ご答弁ありましたように、物価高騰の影響で新築したくても、なかなか決断に至らない場合も若いご夫婦、特に若いご夫婦の中にはいらっしゃったんだと思います。ぜひ来年度はこの中古物件を再利用していただける点では、大変評価すべきことだと思っておりますので、こういった傾向はまだまだ先続くと思われますので、この制度の比重をどのようにしていくのか。来年度に向けてぜひ検討していただきたい。前向きな検討をしていただきたいと思います。

次の質問です。34ページの2款1項11目、地域おこし協力隊受入事業についてです。こちらの定住、定着率を向上させるために、どのような課題があるのでしょうか。お伺いいたします。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（坂 木 良 一 君）

お答えいたします。定住、定着率を向上させるためにというようなことでございますけれども、定住してもらうための対策といたしましては、まず採用にあたって行政と隊員の考え方を、考えを双方でしっかり確認をしていくことがまず大事ななというふうに考えております。そして着任後、活動についての計画を立て、定期的に面談を行いながら活動状況を確認し、隊員がイメージした活動を行っていけるように、サポートをしていきたいというふうに考えております。協力隊が活動する中で、孤立しないように、関係する職員とだけでなく、やはり地域の方々とコミュニケーションや交流の場が大変重要だというふうに考えておりますので、活動を進める中で、さまざまな地域に行って、地域の人とのつながり、温かい人柄に触れて、仲間が増えることで、本市での生活もまた楽しくなってくるというふうに考えておりますので、このように、隊員の目標に向かった活動をしっかりサポートしながら、地域の方々と触れ合う機会を作って、退任後も定住につながるような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

鈴木由美子委員。

◎鈴木 由美子 委員

今、ご答弁あったことは大変必要なことだと思います。しかし今までですね、男性は比較的定住される方が多かったようなんですけれども、女性の隊員の任期後の、また任期途中でもそうですけれども、定住が少ない理由として、何が挙げられるのでしょうか。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
定住応援課長。

◎定住応援課長（坂 木 良 一 君）

協力隊の定住の状況といたしまして、本市あの平成22年度からこういう、この制度を使って、活動のほう取り組みを行ってきておりますけれども、これまで23名の隊員の方が着任しまして、現在10名の方が定住されております。定住率からいくと43%というふうなことになりますけれども、この10名のうち男性については6名、女性が4名でございます。女性の定着率が低いのではないかとというふうなことでありますが、男性、女性問わず、協力隊の方の状況を見ますと、残念ながら現在、本市協力隊として本市に定住されていない方の状況を見ますと、若い方が多いのかなというふうに捉えております。若い方については、いろいろと協力隊の活動を通じて、自分探しであったり、自分のやりがいを見つけないというような方もいらっしゃるのかなというふうに感じております。そうした中で、いろいろと、いろんな地域で経験を踏みたいと。また自分の持っているスキルをいろいろなところで活かしたいという思いもあって、本市で活動した後に、また違う場所でいろいろと頑張ってもらいたいという方もいるのかなというふうに捉えております。そういった意味で、先ほども申し上げたとおり、着任後、本市のいろんな地域の方々と触れ合って、本市で取り組む課題が、本人のやりがいになるような取り組みを、今後もしもいろいろ隊員のほうとも話し合いを持ちながら進めていって、定住につながるような取り組みを進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
鈴木由美子委員。

◎鈴 木 由美子 委員

女性の定着ですけれども、まずここに住んでいる女性自体がまず定着しないという、難しい大変な問題にもありますので、今後もそれに屈することのないように、全国平均、地域おこし協力隊の定着率、定住率、全国平均65%ぐらいとお聞きする中で、本市は43%というお答えでしたので、もう少しやはり、先ほど仰られたようなサポート体制も充実させて、コミュニケーションもとりながら、この尾花沢市を気に入っていただけるように、ご努力をお願いしたいと思います。

そして今回質疑させていただいた事業ですけれども、尾花沢市の人口減少克服を初め、地域の活力を何とか維持していくための重要な事業と思っておりますが、今回の定例会の中でも、人口減少問題に触れる場面も

ありました。それは全国的な問題というお答えもお聞きしております。各自治体でしのぎを削って、さまざまな対策を可能な限り講じておりますけれども、結局、人口の奪い合いになりまして、なかなか思う通りに効果が発揮できないのが現状かと思いました。相対的に、今回質疑した事業などを含めた人口減少克服と、東京一極集中の是正を目指す地方創生について、全国首長アンケートが今年の7月から8月にかけて行われたようですが、各自治体が実施した地方創生の取り組みの人口減少への効果について、本県76%の25人の首長が、不十分だと答えた中で、本市はどちらかといえば十分とお答えになっているようですが、その理由について教えていただきたいと思います。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
市長。

◎市 長（結 城 裕 君）

私が答えたものが、どちらかというと十分ということだったか、今ちょっと記憶が定かでないところもあるんですが、さまざまな国の事業というのは、やはりそれなりの効果が出ていると私は思っています。一つひとつ取り上げてみますと、なかなかそれは今お話できるわけではないんですが、一つひとつ、例えば地域おこし協力隊の事業がたまたま今、議論にのっているところでもありますが、4割といえば、10人のうちの約4人、約半数に近い方々が定着してもらっているということが、全くゼロではないわけで、そういう事業を進めていることの効果としてやはり出てきているとすれば、ない場合と比較したものとすれば、やはり効果は、一定の効果は上がってきているんだろうというふうに私は思います。しかし、なかなか国で計画するものが実態に即しているかと言われますと、一つひとつ現場でやったことの中で、やはり一つひとつその反省の部分、見直しをしなければいけない部分、それは必ず出てくるんだろうと思います。そういう部分をしっかり我々の中で、独自でできるものは独自で見直しをし、国の施策として、直していただけたところが必要であれば、我々が市長会などを通じて、意見を具申するというようなことで、見直しをしていくということもやっていかなければいけないというふうに思っております。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）
鈴木由美子委員。

◎鈴 木 由美子 委員

何もしないで、手をこまねいてばかりではいられないので、こういった事業を続けていかなければなら

ないとは思っております。しかしやはり、根本的な問題解決するためには、自治体だけでは、なかなか解決できない問題も多くなっているのだと思いますので、ぜひ国のほう、県のほうにもさまざまな問題解決に向けて訴えていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
伊藤浩委員。

◎伊藤 浩 委員

続いて私のほうから質疑をさせていただきたいと思います。まず決算書の総括表にございます1ページ、2ページ、一般会計でございます。令和5年度の決算を見ますと、予算現額に対して、歳入決算額の割合が前年比でマイナス5.1%、また歳出の決算額の割合がマイナス4%となっております。この背景をどう捉えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
財政課長。

◎財政課長（菅野 智也 君）

お答えいたします。令和4年度の決算状況と比較しまして、令和5年度の決算の予算現額に対する決算の割合のほうが、いずれも下回っているということでございますが、それぞれ大きな要因がございます。歳出については2つの要因、歳入については1つの要因がございます。

まず歳出のほうから申し上げますと、歳出の1点目につきましては、国や県の補正予算に伴う繰越明許費の存在でございます。こちらが7つの事業ございまして、事業費としまして5億3,194万8,000円ほどございまして、代表的な事業費の大きなものとしまして、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業、こちらが3億3,991万8,000円ほどございますけれども、国や県の補正に伴う繰越明許費分、先ほど申し上げた5億3,194万8,000円、これで決算の執行率のほうが3.4%ほど影響を受けます。

あともう一点が、昨年度については、記録的な少雪だったわけですが、万が一のことを考えまして、通常であれば3月補正とかですね、決算見込みを立てて、除排雪経費のほうを減額補正するところですが、全庁的に減額補正をあえてしないでくださいというふうなことでお願いしたところなんです。こちらについては、全額ですね予算化されているものを減額するというのは、なかなか難しいわけではございますが、その除排雪関係の経費としまして、2億4,790万4,000円ほどございます。こちらについては執行率に与える影響とし

まして1.6%ほどございます。したがって先ほどの国や県の補正に伴う繰越明許の分として3.4%、除排雪経費に係る不用額の分としまして1.6%、合わせて5.0%というふうになりますので、令和4年度と比較して4.0%少なくなっているんですけれども、こういった5%引き下げるような要因があったということ为背景として捉えております。

次に歳入でございますが、こちらにつきましては、歳出と相通ずるところでございますけれども、これも国や県の補正に伴う補正予算の関係などがございまして、繰越明許に伴う未収入特定財源、こちらが増えております。金額にしまして6億6,811万1,000円ということで、こちらが率にしますと4.3%ほどになりますので、歳入のほうの予算現額に対する決算額の割合のほうを押し下げる要因となったというふうに捉えております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
伊藤浩委員。

◎伊藤 浩 委員

実はあの、昨年の委員会の中でも、同じ質問させていただきました。昨年度の場合は、逆に若干でございますが、執行率がアップ、両方ともアップしていたというふうな状況にございましたので、今年度の今のマイナスの背景についてお伺いした次第でございます。いずれにしても、しっかりとその背景を捉えていらっしゃるというふうなことで、今お聞きしまして、安心したところでございます。1点だけちょっとお伺いしておきたいんですが、私はいわゆる予算執行率の割合というものは、100%に近ければ近いほど、緻密な予算執行が行われたんだというような捉え方でよろしいのかなというふうに今まで見てまいりましたが、この点、財政課長というふうに判断されますでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
財政課長。

◎財政課長（菅野 智也 君）

お答えいたします。予算を見積るにあたりましては、いろいろ参考の見積りであったりとか、最新の情報を収集しながら、見積るわけですが、入札に関して申し上げますと、落札率というのがありますので、執行率が100%ということにはまずなり得ないということがございます。ただ、入札後の予算の管理ですね、そういったものを、例えば歳入と歳出を合わせてきちんと管理をしていけば、執行率そのものは上昇してくるのではないかとというふうに捉えております。以上で

す。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

ぜひ今後とも、やっぱりその予算の背景というものをしっかりと分析して、捉えていただくというようなことが大変大事なかなと思いますので、今後とも継続した予算管理をお願いしたいと思います。

次、2点目でございます。決算書の一般会計歳入、3ページから4ページでございます。市民税の不納欠損額、前年比で増えております。逆に収入未済額が減っております。この背景をどう捉えていらっしゃるかお伺いいたします。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤 健 司 君）

市民税の不納欠損額369万1,678円のうち、5年の時効による不納欠損額は73万6,184円、滞納処分の執行停止から3年が経過したことによるものは295万5,494円となっております。執行停止につきましては、滞納者の状況に応じて、生活状況の聞き取りや財産調書などを行い、地方税法の規定に基づき適正に行っているところですが、その結果として、令和5年度は不納欠損額が増加し、そのため収入未済額は減少したものと思われます。以上となります。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

不納欠損額でございますので、やっぱり今ございましたように、法的な部分で、いわゆる時効というものが出てくるわけでございます。また収入未済額、これは収納日まで納入されなかった部分という扱いになるかと思うんですけれども、これ例えばですね、収入未済額につきまして、前ちょっと聞いたお話で、だいたいその未済のいわゆる期限を過ぎているものが、だいたい残っていたというふうなことも聞いたことがありました。この辺をやっぱりある程度、もうどこかでけりをつけるというふうなことも、私は大事なことでないかなというふうに思うんですが、この辺の対応というのは、今どうなっているんでしょう。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（斎藤 健 司 君）

まず収納率向上を目指しての取り組みですが、まず市税等収納部会を設けておりまして、市税等の収

納向上計画に基づき、まず目標値を定めて事業に取り組んでおります。例えばコンビニ、これまでも納税相談員による個別訪問、窓口での夜間納税を行い、自主納付を促すとともに、コンビニでの納付やスマホを使った納付ができるよう、納税環境の整備を整えたり、また、必要に応じて差し押さえなどの処分などを行っていますが、今後も引き続き、適正な徴収対策を行い、収納率の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

やはり当然、収納率の向上というようにことが一番大事なことになるわけなんですけれども、やっぱりいろんな背景で、どうしても収納できず、未済額にずっとなっているというふうな部分につきましても、やっぱりある程度整理をするというふうな考え方も大事なことかというふうに思いますので、ぜひそういう収納関係の業務に支障が出ないような運用を今後ともお願いしたいと思います。昨年度は、令和3年と比べて、ほぼ同じレベルで推移しておりましたが、今回ちょっと不納欠損額は増えたんですけど、未済額が減ったと。ちょっとアンバランスな感じ受けましたので、質疑をさせていただきました。

次の質疑でございます。実績報告書の18ページ、2款1項12目、自主防災組織向上支援事業でございます。まず、防災資機材購入事業費補助金13件、1,146万7,000円の具体的な内容についてお伺いします。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間 宮 明 君）

自主防災組織購入事業補助金の具体的な内容でございます。こちらのほうは各自主防災会において、自主防災組織の育成、強化を図るため、必要とする防災資機材を購入した金額の10分の9の額を補助するものでありまして、補助上限は20万円となっております。令和5年度につきましては13地区、この自主防災から申請がございました。その中で最も多い購入物品等に関しましては、消火栓雪囲いが5地区ございました。さらに非常用持ち出し防災セット、こちら3地区ございました。ほかに防災用ヘルメット等々があつたところでございます。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

令和6年9月17日決算特別委員会（総括質疑）

すいません課長、今の答弁で、消火栓というお話でした。間違いない、防災会で消火栓を独自に作ったというようなことなんですか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間 宮 明 君）

消火栓の、各地区にある消火栓の雪囲いです。雪囲いの設置事業として5地区申請があったところです。

以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

この事業で、ちょっと私も今までお伺いしたことなかったんですが、事業費の上限金額と補助率、この辺はどうなっていますか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間 宮 明 君）

補助上限は20万円の頭打ちとなっております、補助対象事業費の10分の9を補助する事業となっております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

20万円上限で、全額補助というふうな内容でございました。あとですね、自主防災組織の向上支援事業4件、金額17万4,000円と。これの内容はいかがでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間 宮 明 君）

向上支援事業4件ございました。地区につきましては三日町自主防災会、こちらのほう地区防災訓練を行った内容でございます。次が寺町自主防災会、こちらのほうも地区防災訓練に関わる経費として支出されました。さらに3点目が山形県防災士会尾花沢支部、こちらのほうは研修や旅費などのほうに補助としてあてられました。最後に新町東地区のほうに、地区の防災士資格取得に関わる経費として補助になったものです。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

やはり自主防災組織で必要なのは、いわゆる万一の災害が発生した時、いかに対応できるかというような

能力の部分、そのためには、やっぱり訓練というものが必要なかと思います。以前から提言させていただいておりますけれども、なかなかそれぞれの地域の中での訓練ができていないんじゃないかなというふうに私は見てるんですけども、令和5年の実績で、どのぐらいの地区で防災訓練、実施されていますでしょう。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間 宮 明 君）

令和5年度の各地区の防災訓練を実施した集落は、北町、毒沢、押切、そして先ほどあった寺町と三日町、この5地区でございまして、いずれも消防団の訓練に合わせて実施した模様でございます。こちらのほうは昨年7月の第1日曜日に実施した内容となっております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

私も参加をさせていただいてますけれども、やっぱりこれ防災訓練よりはどちらかというと、もう防御訓練、火災を中心にした防御訓練に近い訓練ではないかなというふうに思っております。やはり一部、避難の訓練とかやられている地域もあるのでございますけれども、やっぱり地区の全体的な訓練というものが必要なのではないかなと。しかしながら、自分たちではなかなか実施するのが難しいというような部分があるようでございますので、ぜひ、いわゆる市のほうから、そういうふうな指導的な部分もフォローしていただきながら、なるべく多くの集落で、そういう災害に向けた訓練が実施できるように対応していただきたいというふうなお願いをいたします。

予算的にも計上はされていませんけれども、これも昨年、この中でお伺いしていますが、防災ラジオについて調査研究をしていきたいというお話あったと思いますが、今の進捗状況はいかがでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長（間 宮 明 君）

防災ラジオ、こちらあの質問としましては、導入に向けた検討を進んでいるのかというご質問かと思えます。こちらのほう、導入に向けた検討ではなく、調査研究や情報収集につきまして、令和6年3月定例会での一般質問でも答弁させていただきましたが、今も一貫してその調査研究、情報収集という考えでございます。本市の場合、自局の放送局がないゆえに、本市で

仮に導入となった場合ですね、FM山形、こちらの協定に基づくラジオ放送になるものと考えられますが、現時点では防災ラジオの導入は検討しない考えてございます。

なお本市の防災対策として市内全域に、平成28年度開始でインフラ整備をしました防災行政無線、こちらを根幹に、その後も追加事業を加え、ここ数年は耐用年数を超えた経年劣化などに伴う維持補修などもございますが、さらに追加整備として戸別受信機、こちらの無償貸与事業、そして今年度その派生整備となります防災情報発信アプリを中心に、これから進めていく考えてございます。ただ、今ありましたとおり、常に防災行政無線だけにとどまらず、まず現状に満足することはなくですね、本市にとってより良い防災、災害情報の伝達手段がほかにはないか、防災ラジオも含めて情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊藤 浩 委員

これも前にお話させていただいたかと思えますけれども、やはり防災行政無線、これも今、各個人宅にも貸与していただいている部分もございますが、やはり本当にこの設備が必要な時の環境を考えると、なかなかですね、これをベースにして、いわゆる命を守るというふうな方向性に向けていくのが、非常に大変な部分もあるのではないかなど。また、コスト的にも、ちょっと現在大きい費用が発生しているようでございますので、ぜひFM局の立ち上げというふうな課題もあるんですけど、防災ラジオの分も合わせてですね、今後も調査研究のほうお願いしたいというふうに思います。

最後の質疑になります。実績報告書の96ページ、9款1項2目、非常備消防事業、令和5年からスタートをしておりますけれども、機能別消防団員、ちょっと実績報告のほうで、はっきり理解できなかったというふうな部分がありました。現状はどうなっているのか。そして今の機能別消防団の配置状況の中で、問題点といいますか、もっと増員しなければいけないというような集落はないのか、その辺についてお伺いをいたします。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

消防長。

◎消防長（折原 幸二 君）

お答えをいたします。機能別消防団員の現状になり

ますけれども、令和5年度に設置しました機能別消防団員につきましては、設置当初、予備消防団員から移行しました団員を含め48名でスタートしましたが、令和6年9月現在、今年度から設置しました市役所機能別消防団員10名を含めまして65名となっております。しかし、各地区の地区別の在籍数を見ますと、大きくばらつきがあるのが現状でございます。それと増員の必要性のある集落はないのかということですが、今年度、消防団再編成を実施しまして、32個部の部がございますが、そのうち団員定数に満たない部が13個部でございます。機能別消防団員に限らず、こうした団員の少ない部に対する団員の確保が課題であると考えておりますので、今後につきましても、消防団員の確保に努力していきたいと考えております。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊藤 浩 委員

やはり消防団員が減少しているというような中で、大変な状況になっているんだというふうな、今思いをあらためていたしました。私もですね、区長さん方といろんなお話をさせていただいているんですけども、やっぱりなかなか、そのなり手がいないというふうな話を伺うことができます。もしですね、平日の日中、団員の方、集落を離れて勤務されている方も非常に多いわけでございますけれども、その中で有事が発生したといった場合、本当にどうなるのかなというようにございまして、特に中心部から離れる、離れた地域ほど、その心配が大きくなってしまいうわけでございますけれども、やっぱりその辺をみんなで、初期消火というような部分に対応していくんだという意味合いをですね、皆さんからやっぱり再度理解をしていただいて、何とか予備消防団員を増やしていただきたいというふうに思いますけれど、先週、大類議員も、この予備消防団員触れた時に、自分自らも登録していますというふうなお話もございました。私の場合は残念ながら年齢がオーバーしていてできないというふうな部分もあるんですけど、年齢的な見直し等、これから検討される考えはございませんか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

消防長。

◎消防長（折原 幸二 君）

機能別消防団員の年齢制限としましては、現在70歳までとしているところです。災害現場での活動となりますので、二次災害等起こさないようにということで、危険性もございますので、70歳までとさせていただい

令和6年9月17日決算特別委員会（総括質疑）

たところですよ。年齢制限については、今後検討させていただければと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

伊藤浩委員。

◎伊 藤 浩 委員

今の部分についてもですね、やっぱり70歳超えても元気な方はかなりいらっしゃいますので、その辺を、いわゆる実態をよく見ながらでよろしいかと思うんですけれども、やっぱりそういうところも考えていただければなというふうに思いますので、今後とも、前向きなご検討をお願いしたいと思います。以上で私の質疑を終わります。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

それでは最後の総括質疑をさせていただきます。私の総括質疑につきましては、全て実績報告書に基づいて行いますので、よろしくお願いいたします。最初に実績報告書、ページ45ページ、50ページ、病児病後児保育事業についてお伺いをいたします。令和3年から山形県連携中枢都市圏病児病後児保育施設の広域的利用が図られております。それでは市外から「なないろ」の利用者と、市内から他市町への施設への利用者について、お伺いをさせていただきます。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

山形連携中枢都市圏病児病後児保育の利用状況についてでございます。令和5年度の登録者数が35名となっております。うち、尾花沢市から市外のほうへということで利用された方、延べ12名いらっしゃいます。内訳としまして、東根市の施設へ11名、河北町への施設1名となっている状況でございます。

また、本市へ市外から「なないろ」へ利用されたという方は、令和5年度については、ない状況でございます。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

今お答えございましたけれども、他市町の施設を12名の方が利用されているということでございました。

「なないろ」の登録者数、今35名、延べ利用者数は8名という状況でございます。令和2年からこの制度はスタートしたんですけれども、なかなかその利用登録者数、あるいは利用者数が非常に伸び悩んでいるという

この原因については、どのようにお考えでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

利用者数が伸び悩んでいる原因でありますけれども、病児病後児保育という性質上、利用が少ないことに越したことはございませんが、万が一に備え登録を事前に行うことが可能となっております。登録者数については、令和2年度が18名でしたが、令和5年度については35名となっております、事業内容について周知が図られていると思っております。引き続き事業の周知を行ってまいりたいと思っております。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

必要なものを市としては設置をして、これまで運用してきたわけありますけれども、いわゆるこの対象者となる小学校3年生までの方、おおよそですけど650名ほどいらっしゃいます。そのうちの登録者数が35名ということで、5%程度、そして先ほどお答えございましたけれども、いわゆる河北町とか東根、あるいは村山も含めてだと思いますけれども、そういう施設のほうの利用者が多くて、この登録者数というのは、そういった市外の施設も利用したいという思いの方々も、この登録者数に入ってるんじゃないかなというふうに思っております。全体の率で申し上げますと、5%弱です。利用者数でありますけれども、8名ということで、これを割り変えますとほぼ1%ということで、万が一に備えて、この施設の継続をしてきたということについては私も理解しております。ただ、非常に利用率が低いということになりまして、利用者1人にかかる経費というのは、これも割り算をしますと52万7,000円、費用としてはかかるという状況でございます。先ほど申し上げましたように、山形県連携中枢都市連携事業に、全面的に移行するということが可能であれば、予算ともにも大幅に削減をしながら、ほかの有効な施策にこれは使うことができるというふうに私は思っています。そうした意味で、登録をされている35名の皆様方に、この「なないろ」という施設について、問題点なども含めて、ぜひですね、アンケート調査を行いながら、担当課としても、今後のあり方について、私は再検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

アンケート調査ということでありまして、まずは登録者数からご意見をお伺いしながら、今後進めていきたいと思っております。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

ぜひですねやっぱりこの市民の声、利用している人の声、あるいは登録をされている人の状況について、しっかりと把握をしていただいて、その意見をもとにして、尾花沢市にふさわしい、その病児・病後児保育のあり方についても、担当課として、ぜひご検討を早急をお願いをしたいというふうに思います。

次に実績報告書の50ページになりますけれども、放課後児童クラブ運営状況についてお伺いをいたします。開所日数及び利用状況を見ますと、本町地区の学年別利用児童数、5、6年生の利用者はわずか1名ということで極端に少ない。この理由についてお伺いをいたします。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

高学年になりますと下校時刻が遅くなることや、自宅で1人で過ごせるなどの理由で、児童クラブの利用者数が少なくなったものと捉えております。また同学年の児童が少ないため、児童クラブでの過ごし方に物足りなさを感じてしまい、利用が少なくなっていることも要因と考えられます。以上です。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

定員の関係で5、6年生の利用制限をしているというようなことはないのかどうかお伺いいたします。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

定員を制限しているということは、今現在ございません。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

条例がございまして、尾花沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例がございまして、第5条、放課後児童健全育成事業における支援は小学校に就学している児童というふうに明記をさ

れています。今、福祉課長が答弁された、実際制限はないと。希望者は全て受け入れるという答弁でございました。その一方でですね、放課後、尾花沢市放課後児童クラブのご案内というのが「おがぁ〜れ」とかに、ホームページに出ておりますけれども、これを見ますと、利用対象児童は尾花沢市内小学校に在籍する1から4年生であるとし、5、6年生も申し込みは可能ですが、定員を超えた場合、入所をお断りする場合がありますので、ご了承くださいと書かれております。本市の放課後児童クラブの利用対象児童は、この分も含めると、6年生なのか4年生までなのか、ちょっと分からなくなるんですが、あらためて利用対象児童の学年は何年生でしょうか。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

対象児童につきましては、1年生から6年生までとなっております。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

条例ですので、これは市の最高法規ということでございます。先ほど申し上げました、注釈があるんですが、在籍する1年生から4年生、5、6年生は可能ですが定員を越えた場合は入所をお断りするという注釈が付いております。条例が1つの、先ほど申し上げましたように最高法規ですので、こういう注釈が付いていること自体が、ちょっと矛盾をしているんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがお考えですか。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

今現在、定数を超えていませんので、6年生まで受け入れは可能ということになってございます。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

だとすれば、このような注釈は私は削除すべきだというふうに思いますがいかがですか。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

条例のほうについては、今後検討させていただきたいと思っております。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

農家の方ですと、夏場だけの利用したいという方が、いらっしゃるようであります。これは聞き伝えの話でありますけれども、夏場だけの利用が、なかなか定員がいっぱいなので、受け入れられないというふうな話も私聞いております。今申したとおり、条例のとおり、課長から話ありましたように、希望者は小学校6年生まで全員が利用できるんだという基本的な観点から、受け入れ体制をさらに準備を充実をしていくと、全面的に受け入れていくんだという体制整備についても、しっかりと図るべきだというふうに、今後の対応について、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは次に、実績報告書の130ページ、介護用品支給事業についてお伺いをいたします。今、この事業費については、介護用品事業扶助費として502万8,052円を計上されておりました。この事業費の財源内訳を教えてください。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

財源であります。地域支援事業のうち、任意事業となっております。すいません、詳細につきましては今資料がない状況でございます。申し訳ございません。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

あらためて国、県、市、あるいは介護保険税等も充当されていると思うんですが、非常に大事な部分ですので、できましたら答弁いただければ、準備をお願いしたいと思います。

それでは不用額ですが、111万9,948円が不用額と計上されています。これについては、どんな理由でしょうか。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

介護保険特別会計の中の不用額ということでよろしかったでしょうか。こちらのほうは実際、利用者さんから利用いただいているわけですが、そこまで利用には至らなかったという内容だと認識しております。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

500万円の予算に対して20%以上の不用額が発生したと。私が思うにそんなに対象者数とか、基準とかはあまり変わっていないんじゃないかなと思うんですが、これについても、ぜひ詳細な説明を後ほどお願いしたいと思います。

次に移りますけれども、村山市、東根市、大石田町、こちらと同じような介護用品支給事業をやっておられます。私が調べてみますと、この2市1町では、市民税非課税、市民税課税世帯でも半額が支給をされ、支給品目も本市の場合は5品目程度であります。10種類以上の中から選ぶことができるというふうにされております。本市の場合は、このようにですね、2市1町、いわゆる北村山管内でも、非常に大きな格差があるということについては、どのようにお考えでしょうか。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

福祉課長。

◎福祉課長（本 間 孝 一 君）

この事業でありますけれども、介護用品支給事業についてですけれども、地域支援事業のうち任意事業という位置付けになっております。この事業は平成27年度に原則として任意事業の対象外となっております。激変緩和措置としまして、当面の間、特定の要件の下で実施することは差し支えないとされている状況であります。ただし交付金措置を受けるためには、第9期介護保険事業計画期間において、市町村特別給付及び保健福祉事業等への移行を含めた計画的な事業の廃止縮小に向けた取り組みを着実に実行することが条件となっております。また令和9年度からは、交付対象外となる可能性も考えられます。本市におきましては令和9年度から、市町村特別給付事業として、市の介護保険単費で賄う事業となることを前提としまして、持続可能な制度となるよう検討し、今後の制度としております。

近隣市町では事業の一部を単費で実施しておりますけれども、その場合は介護保険料に跳ね上がることに、跳ね返ることになります。市としましては、現行の制度で、必要となる事業を把握し、介護保険の運営に大きな影響が出ないよう、事業内容を検討してまいりたいと考えております。

◎決算特別委員長（和 田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

今、課長から答弁がありましたように、本市の場合

は、いわゆる介護保険制度以前から行われている、高齢者等紙オムツサービス事業として、いわゆる低所得者向けの支援事業としてあったものを、継続をして、何回か国のほうの指導があったようでありまけれども、継続をしていると、しながらやってきていると。そうしますと、先ほど申し上げました、その村山、東根、大石田とは、制度的には違うものになるんでしょうか。ちょっと私分らないので教えていただきたいと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

尾花沢市につきましては、交付を受けて実施しているわけですが、それが国の指針によりまして、縮小しなさいという、縮小していくことが今後の条件ということで、なかなか継続は難しいのではないかなと捉えております。ですので、どういった方法がよろしいのか、今後、介護保険の運営協議会などにもお諮りしながら、どうすれば継続していく、いけるのか、または拡大できるのか、そういったことも検討していきたいと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
青野隆一委員。

◎青野 隆 一 委員

先ほども答弁にありましたけれども、本市の制度については、いわゆる国では、こうした例外的な激変緩和措置を実施している市町に対して、市町村に対して、今後も事業の廃止、縮小に向けた方策を検討するように求めるという答弁、そのとおりでございます。そうしますとやっぱり、時限立法的なものによりまして、いずれにしても、この今のいわゆる、さまざまな財源を元にやっている事業そのものは、廃止をしなきゃならない。方向性については明らかになっている。そうした意味で、この3市1町の中で、尾花沢だけが、ある程度、その国の、いわば激変緩和的な、例外的な措置をとっているという状況になっているんじゃないかなというふうに私思うんですが、その辺ですね、3市1町の状況について、その財源とか支給要件とか支給用品などの違いについても、ぜひ調査をしていただいて、どんな方法でどんな財源でやっているのか。ぜひ議会にもお示しをしていただだけませんか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
福祉課長。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

青野委員仰るとおり、近隣の市、町の状況を今後調

査させていただきたいと思います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
青野隆一委員。

◎青野 隆 一 委員

いずれ時限立法的なものでありますので、2市1町と同じような、やっぱり介護でご難儀をされている皆様方の同じ市民として、そういった制度にいち早く移行するというのも踏まえながら、ぜひ調査をしていただいて、ご検討お願いしたいというふうに思います。

次に実績報告書54ページ、健康増進事業についてお伺いをいたします。最初にちょっと予定をしていたものについては、実績報告書やホームページに出ておりましたので、それ以外のことについて質問をさせて、質疑をさせていただきます。

この生涯元気づくりポイント事業報償費15万円でありますけれども、生涯元気づくりポイント対象事業一覧を見ますと、福祉課あるいは環境エネルギー課、市民税務課、商工観光課、社会教育課、社会福祉協議会、老人クラブ、総合スポーツクラブ、各地区公民館、いわば全庁的にわたる事業が対象となっております。私はこの健康づくりだけでなく、市の主催する、あるいは関連団体が主催をする、さまざまなイベントにも、参加にも、大きく貢献をしている、すばらしい事業だなということを、あらためて認識をいたしました。この対象者というのは、尾花沢市内に住所を置く20歳以上の方というふうになっているんですが、私も含めてですけれども、まだまだ市民の認知度が非常に低い感じがいたします。これからですね、やっぱりこういった良い制度を、より市民の方から積極的に活用していただくために、どのようにこの周知を図っていくのかお伺いをいたします。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
健康増進課長。

◎健康増進課長（小 埜 和 広 君）

お答えいたします。当市の生涯元気づくりポイント事業につきましては、他市に比べましても、多くの方が登録をされ、15点満点を達成される方も、今年度実績になりますと139名の方が達成していただいております。大変有意義なものであると考えております。ただ委員仰せのとおり、課題も多少ございます。この139名の年代層の割合としましては、60歳以上の方が大半でありまして、50代以下の方3名となっているところであります。

対象は20歳以上、若い方も含めて、健康づくり事業のほか、市のさまざまな事業に参加をしていただき

いという意味もございますし、このポイントが全ての事業に参加する動機、きっかけ作りになるとは思いませんけれども、1つの助けになっているものと考えています。

若い方へのPRが今後の重点的な課題になるのかなと思っているところでございます。その中で、現在スマートフォンを活用したポイント事業を実施している自治体もございますので、そういった自治体の事例なども今後、検討、研究をさせていただければと思っています。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

今ありましたように、やっぱりこの周知というものを、やっぱり市民20歳以上の皆さん方に認知をしていただくということが、非常に大きな課題なのかなと、私も同じように思いました。今、さらに答弁がありましたけれども、やっぱりこの事業そのものに参加をして、例えばポイントカードを忘れた場合は、引換券をわたして後日加算をするという制度を取られております。さらに事業の中によっては、参加したものが分かるものを健康増進課に持参しなければならないという事業もあるようです。多種多様にわたって、本当に尾花沢市のさまざまなこの事業を考えますと、この制度やっぱり、もっともっと多くの市民から認知をいただいて、生かしていければいいのかなと思います。今ありましたけれども、カードというものと加えながら、やはりスマートアプリで登録ができるようにして、ポイントが貯まる。若い人もやっぱりそういうアプリのようなもので参加できるというふうになれば、これまで以上にですね、市民の皆さん方が楽しく、あるいは競い合いながら、そのさまざまな市のイベントに参加することができるようになると思いますけれども、そのアプリの検討していくということでございましたけれども、ぜひですね、早めにそんな方法について、他市町の事例を参考にいただきながら、積極的にご活用いただければなというふうに要望を申し上げたいと思います。

次に実績報告書の64ページ、就農移住者支援事業について伺います。これも私、ほかの委員からも、非常に良い制度だと。全国ブランドの尾花沢すいかならではのものでありますし、そしてしっかり移住、定住に結び付いていると。そして結果も出ているという、全国にも類のない、私はすばらしい制度だというふうに思っております。これまで移住をされてきた方、

たくさんいらっしゃいますけれども、そういう人たちの声をどのように把握をして、あるいはその制度の見直しにつなげておられるのか伺います。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

お答えいたします。これまでの移住者の声をどのように把握し、反映しているかということでございますけれども、これまで移住された方々については、何が移住の決め手になったのか、なぜ尾花沢を選んだのかを、主だった移住者の方々よりインタビューをさせていただいております。インタビューの内容の1つは、作物として、なぜスイカを選んだのか。移住者の皆さんからお聞きいたしますと、スイカは果物と比べて作付け1年目から収穫が得られるということ。また、米等と比べると機械の投資が少ないこと。また、スイカは尾花沢産地でもう既にブランド化されていること。新規就農がしやすい作物である等の声をいただいております。また、スイカは数ある産地の中で、なぜ尾花沢を選んだのかお聞きしますと、国の施策を上回る生活支援を受けることができるということ、また、地域の中心となって活躍している信頼がおける農家が、責任を持って指導してくださっているところと。また、独立して就農した後の支援体制が手厚いことなどが、移住者の皆さんからの声をいただいているところでございます。本市では、これまでも充実した施策を展開してまいりましたけれども、今年度は新たにすいか農学校を設立させていただきましたので、さらに移住者に寄り添い、効果的な事業を展開してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

今、農林課長が答弁されたように、この制度については、本当に全国的にも私は大変優れた、そして移住効果のある、本当に良い事業だなと、そのとおりだなと思っております。ただですね、この市のホームページから、この就農移住者支援事業にたどり着くということは非常に、私も試していくんですが、なかなか難しいんです。せっかくのこういうすばらしい制度を、もっともっとですね、ホームページもそうですけれども、SNSで発信をしたり、あるいは何かチャレンジしたくなるような、そういった魅力のあるパンフレット、そういったものを作成をして、そしてふるさと帰郷センター、あるいは今年新設されました東北農林専

門職大学校など、全国にもっともっとPRをしてはいかがかなというふうに思っているんですけども、農林課長いかがでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

お答えいたします。それでは最初にパンフレットの作成についてでございますけれども、今年度、ハンドブックという形で、2冊作成させていただきました。今日手元にお持ちしておりますけれども、1冊目がスイカの学校のあるまちということで、地域と住んでいる人の生活を伝えるハンドブックとなっております。もう1冊が、尾花沢でスイカ農家を始める理由をまとめたハンドブックと、この2冊を作成させていただきました。今後はですね、このハンドブックを活用いたしまして、首都圏で開催されます新農業人フェアや、ふるさと回帰フェアにて配布いたしまして、尾花沢の魅力を全国に発信していければというふうに考えております。

またSNSのサイトについてでございますけれども、現在作成中でございますが、ブックハンドを網羅した内容にするとともに、市長やスイカ農学校学長が、尾花沢市に関心を持った人たちへ熱く語りかけるメッセージ動画や、生産者の収穫と収穫風景の動画など、紙では伝えることができないような動きを持ったより伝わりやすい内容について、10月末公開を目指して現在進めている状況でございます。よろしくお願いいたします。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

私もそのパンフを早く見たいなと思っておりますけれども、同じようにですね、やっぱり情報発信も、今ありましたように、非常に展開をしていくんだという意気込みが伝わってまいりました。私の知り合いの若い方も、今ある方に就農でアルバイト来ているんですが、来年からぜひ尾花沢のその支援事業を受けて、尾花沢で暮らし、そしてスイカ農家やりたいという方が出てきております。やっぱりそういった方が、人口減少対策も含めながら、やっぱりこれからの移住政策に私絶対結び付くというふうに思いますので、予算も含めながら、制度について充実をしていただきたいなというふうに思っております。

次に、有害鳥獣対策事業についてお伺いいたします。これもほかの委員からもありましたので、1点だけで

すけれど、新規の猟有者ですか、3件ということで、大変激減をしているんですけども、この対策についてはどのようにお考えでしょうか。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

新規狩猟者の件数については、令和5年度3件ということで、狩猟免許所持者については、本当に高齢化が進んでおりまして、新たな若手の狩猟を保持する方々の確保が、現在市のほうでも大きな課題ではないかなということで認識しているところでございます。確保に向けてでございますけれども、狩猟免許取得に対する支援内容の見直しが必要であるというふうに思っておりますけれども、猟友会の皆さんや実施隊の皆さんのご意見などもお聞きした上でですね、いろんなご支援内容なども、あらゆる機会を通じまして、市民の皆さんや鳥獣対策の今の現状なども、市民の皆さんにお伝えしながら、新たな取得者の確保に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
青野隆一委員。

◎青 野 隆 一 委員

今、特に問題なのはやっぱりイノシシがですね、尾花沢、県内でも最高の生産を誇っている、そばの食害が拡大をしているということで、なかなか対策に苦労されているようです。今ありました、いろんな方策について、猟友会の皆様方とも話し合いをしながら、さまざまな支援、あるいはそういったことにチャレンジをするような機会をぜひ増やしていただきながら、対策を急いでいただきたいなということを要望させていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、令和5年度の決算について、昨日、先日からの総括質疑、あるいはこれからの分科会で、さまざまな意見を委員の皆様方から出るというふうに思いますので、十分に受け止められまして、来年度の新年度予算につきまして、こういった点についても、色濃く反映していただけますよう、私のほうから要望を申し上げまして、市政研究会の総括質疑を終わります。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）
以上で市政研究会の質疑を打ち切ります。

この際、建設課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

◎建設課長（鈴木 敏 君）

貴重な時間をいただき申し訳ございません。先ほど

令和6年9月17日決算特別委員会（総括質疑）

の土屋委員からの総括質疑で質疑のありました、不用額となった河川改良費の財源についてお答えいたします。全額一般財源となっております。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

次に、福祉課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

◎福祉課長（本間 孝一 君）

貴重な時間大変申し訳ございません。先ほどの青野委員の介護用品支給事業扶助費の財源内訳でございます。こちらのほう、負担割合が定められておりまして、国が38.5%、1号保険者23%、市と県が19.25%となっております。

金額にしますと、国が193万5,800円、1号保険者、115万6,452円、市と県が96万7,900円となっております。以上でございます。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

これにて、決算議案6案件に対する総括質疑を終結いたします。

次に、日程第7、分科会の設置及び付託であります。

この際、お諮りいたします。当特別委員会は審査日程にしたがい、別紙、決算特別委員会審査日程表付託議案一覧表のとおり、分科会を設置し、これに付託の上、さらに細部にわたって審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

ご異議なしと認めます。よって2つの分科会を設置し、これに付託の上、審査を進めることに決しました。

全委員による決算特別委員会は、各分科会の審査終了を待って、9月25日午後1時から議場において再開いたします。なお、事務局長より、分科会に関する連絡をいたさせます。

◎事務局長（菅原 幸雄 君）

ご連絡を申し上げます。ただ今、分科会が設置されましたが、第1分科会につきましては大会議室にて、第2分科会につきましては防災研修室1にて、それぞれ午後1時から審査に入られるようお願いいたします。以上で連絡を終わります。

◎決算特別委員長（和田 哲 委員）

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散 会 午後0時03分